

消 防 地 第 66 号
令 和 7 年 1 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 長 官

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）（以下「消防団等充実強化法」という。）の趣旨を踏まえ、国・地方公共団体の連携・協力を通じて、消防団活動を支える環境整備や、自主防災組織等の活性化など、地域防災を担う消防団及び自主防災組織等の充実強化に向けて様々な施策に取り組んできたところです。

令和 6 年能登半島地震や能登半島における豪雨災害においては、消防団は、自らも被災しながら、地域住民の命を守るため、発災直後から避難の呼びかけや消防隊と連携した消火、倒壊家屋等からの救助とともに、孤立集落からの住民搬送、行方不明者の捜索、地域の実情に応じた避難所運営の支援のほか、土砂撤去等の災害復旧など、多岐に亘る活動に懸命に取り組んでいただきました。また、自主防災組織等においても、住民の救助活動や避難誘導のほか、避難者の生活環境を確保するために避難所運営にご尽力いただくなど、地域を支える消防団及び自主防災組織等の役割の重要性が益々認識されたところです。

こうした大規模災害になればなるほど、常備消防のみでは対応できない場合や常備消防の現場到着まで時間を要する場合もあることから、地域に密着した消防団等の力が重要になります。その一方で、消防団員数は令和 6 年 4 月 1 日現在で 746,681 人と、依然として減少が続いている大変厳しい状況であることから、消防団員の確保や消防団の災害対応能力の向上など、地域防災力の充実強化に向けてより一層取り組んでいくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、大規模災害等に備えた地域防災力の更なる充実強化に向け、今後、スピード感を持って、重点的かつ強力に取り組んでいただきたい事項について、下記のとおりまとめましたので、貴職におかれましては、本通知の趣旨を把握の上、積極的な取組を行っていただくようお願いします。

また、各都道府県知事におかれましては、域内の市町村（消防団を所管する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、本通知を周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 令和6年度能登半島地震等を踏まえた地域防災力の強化

（1）消防団の装備等の充実強化

令和6年能登半島地震においては、消防団拠点施設の倒壊等により消防団車両の出動や資機材等の搬出が行えなかった事例や、消防団車両が消防団拠点施設のシャッターに衝突し、出動まで時間を要した事例のほか、道路損壊等により通常の消防車両の通行が困難となり災害現場への迅速な進出が行えなかった事例などが確認された。

これらの事例を踏まえ、「令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた今後の消防防災分野における推進事項について」（令和6年7月12日付消防庁次長通知）により通知しているとおり、大規模災害等に備え、消防団拠点施設（詰所、車庫等）の耐震強化とともに、狭隘な道路や悪路でも通行可能な機動性の高い小型車両や、全ての団員が比較的容易に使用できる小型・軽量化された救助用資機材等の整備を進め、消防団の更なる体制強化を図っていただきたい。

このほか、いざ出動する際に迅速な対応が行える体制を整備するため、車両や可搬消防ポンプ等の資機材の定期的な点検整備など適切な維持管理を日頃から徹底するとともに、耐用年数等を考慮した計画的な更新を行っていただきたい。

①消防団拠点施設の耐震強化

消防団拠点施設の耐震強化については、当該施設の耐震診断に要する経費について特別交付税措置が講じられており、また耐震工事については「緊急防災・減災事業債」の活用が可能である。大規模災害等に備え、重要な活動拠点である消防団拠点施設の耐震強化を積極的に進めていただきたい。なお、今後、消防団拠点施設の耐震化の状況については、調査する予定であるため留意いただきたい。

②小型車両の整備推進等

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）を踏まえ、消防団が使用する救助用資機材等が搭載された消防車両の無償貸付事業（以下「無償貸付事業」という。）により、消防団の車両の充実を図っているところである。令和6年度補正予算においては、今般の能登半島地震等を踏まえ、車両総重量3.5トン未満の消防車両の整備を推奨しており、機動性の高い小型車両の整備を支援する観点から、貸付対象車両にオフロードバイクを新たに追加したところである。

このほか、平成29年の運転免許制度の改正により、制度改正後に取得した普通免許では車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転できない消防団員がいることを踏まえ、車両総重量3.5トン以上の消防車両も運転できる環境の整備が必要であるため、消防団員の車両総重量3.5トン以上の車両の運転が可能となる準中型免許の取得を進めていただきたい。なお、消防団員が準中型免許を取得する経費に対して市町村が助成を行った場合の当該助成について特別交付税措置が講じられている。

なお、「消防団の準中型免許の取得促進等について」（令和6年9月26日付け消防地第567号）により通知しているとおり、当該助成制度を未導入の市町村等にあっては、早期の導入を積極的に実施していただき、既に導入している市町村等にあっては、同制度の適切な活用に取り組んでいただきたい。

また、消防団員の準中型免許の取得環境整備に向けては、自動車教習所における消防団員向けの優先講習の設定や自動車教習所から消防学校への指導員の派遣など、地方公共団体が実施する取組について「消防団の力向上モデル事業」の対象としているため、取組の実施に当たっては、当該事業の積極的な活用を検討していただきたい。

③小型・軽量化された資機材の整備推進

消防団員の減少による地域防災力の低下が懸念される中、今般の能登半島地震において要救助者を迅速に救出できる体制づくり等の重要性が再認識されたこと等を踏まえ、女性や学生、経験の浅い団員を含め、全ての団員が比較的容易に使用可能な救助用資機材の整備を推進する必要がある。

こうした考えの下、「消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）交付要綱の一部改正について（通知）」（令和6年12月20日消防地第632号）により通知しているとおり、「消防団設備整備費補助金」の補助対象

である油圧切断機、チェーンソー及びエンジンカッターについては、比較的軽量で容易に使用可能な電気で駆動するものについても補助対象として追加等を行ったところである。また、季節問わず活動を行う消防団員の安全性を確保するため、空調服や冷却服など身体を冷却する機能を有する「高視認性冷却衣」を補助対象に追加したところである。災害対応用多機能型ノズルなど、女性等が比較的取扱い易い既存の補助対象資機材の整備を含め、本補助金の活用等により、消防団の災害対応能力の強化を進めていただきたい。

④車両・資機材の適切な維持管理・更新

消防団の車両や可搬消防ポンプ等の資機材について、消防団員の安全を確保し、迅速かつ効果的な活動を行うためには、日頃からの維持管理が重要となる。

適切な維持管理のためには、全ての車両・資機材について、故障や不具合がないか等、即時使用できる状態であることを確認する定期的な点検整備を行うとともに、動作確認も行うよう日頃から徹底していただきたい。特に、使用後については、速やかに点検等を行うとともに、劣化等を防ぐために適切な場所に保管していただきたい。

また、定期的な点検により車両・資機材の耐用年数や性能等の状態を把握し、車両・資機材の計画的な更新を行っていただきたい。

なお、可搬消防ポンプの定期的な点検及び動作確認について、現在調査中であるため、その実態の正確な把握に努めていただきたい。

(2) デジタル技術の活用促進

今般の能登半島地震等において重要性が再確認された消防団の初動対応能力の強化に向けては、迅速な情報収集が可能なドローンや、災害情報や団員の出動状況の共有等が可能なアプリケーションなど、災害時の情報共有・連携強化や平時の事務処理の円滑化等に資するデジタル技術の活用が極めて有効である。

①ドローンの導入及び資格取得

特にドローンの活用については、災害状況等の早期把握ができるほか、常備消防と連携した広域支援体制の早期確立等に寄与するものであり、迅速な災害対応に有効な手段として大きく期待されている。

消防庁においては、消防団におけるドローンの活用促進に向け、「消防団設備整備費補助金」によるドローンの導入支援とともに、令和6年度補正予算におい

て、ドローンの補完的な資機材として、ドローンからの映像情報を消防庁共有映像システム等に提供できるなどデータ通信が可能なもので、タブレットやスマートフォン等を想定した「タブレット端末」を補助対象に追加したところである。

このほか、「消防団の力向上モデル事業」によるドローンの操縦技術の習得等の支援や、令和6年度補正予算において拡充した「消防団災害対応高度化推進事業」により、全国の消防学校において消防団員に対するドローンの操縦講習を実施できるようにしたところであり、こうした支援を積極的に活用していただきたい。

また、ドローンの活用に当たって、災害時には、高度な操縦技能が必要な場合があることから、高度な技能が保証された資格の取得を推進していただきたい。なお、令和7年度からは、消防団員の一等及び二等無人航空機操縦者技能証明の取得に要する経費について、新たに特別交付税措置を講ずることとされている。

消防団におけるドローンの活用は、迅速な情報収集等に有効であるほか、若年層の消防団に対する関心を醸成し、入団促進につながることから、団員確保の観点からも、その促進に向けた取組を一層進めていただきたい。

②消防庁映像共有システムの積極的な活用

消防庁では、「消防庁映像共有システムの運用開始及び活動促進について（通知）」（令和6年9月13日消防情第229号）により通知しているとおり、災害時における国・地方公共団体間の情報共有など災害対応の充実を図るため、消防庁と地方公共団体とで災害現場の映像情報を迅速に共有できる「消防庁映像共有システム」を新たに構築したところである。

災害現場にいち早く駆けつけ、早期の情報収集により迅速な災害状況の把握が求められる消防団による本システムの活用については、地域住民の安全・安心に直結し、地域防災力の充実強化を図る上で極めて重要なツールであるため、災害時においても適切に操作できるよう定期的な研修等を実施するとともに、普段からの訓練等にも取り入れるなど、本システムの活用促進に向けた取組についても積極的に実施していただきたい。

（3）津波災害時の安全管理

今般の能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受けて開催した「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」において取りまとめられた報告書（令和6年7月）において、津波警報が発表される中、津波浸水想

定区域内において消防職員や消防団員による消火等の消防活動に制約があったことを踏まえ、こうした津波警報下において消防職員及び消防団員の安全対策が極めて重要であることから、津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画等の策定を推進するよう提言されたところである。

消防庁では、この提言を受け、「津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画等に関する意見聴取会」を開催し、大規模災害・津波災害等に備えた同計画の充実等が指摘されたことを踏まえ、各消防本部における津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の早期の策定や、既存計画の再確認・見直し等、必要な取組を進めるよう、「輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等について」（令和6年12月16日付け消防消第410号）を発出したところである。

同通知においては、「計画の内容について消防団とも共有し、連携を図ること」とされていることを踏まえ、同計画の策定や見直し等があった場合には、その内容に十分留意しつつ、地域の実情に応じて、「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の策定や見直し等を検討いただきたい。なお、今後、同マニュアルの策定状況については、調査する予定であるため留意いただきたい。

（4）防災意識の向上

「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」といった自助・共助の意識を向上させることを目的として、大規模災害を経験した方や防災に関する優良な取組をされている方を語り部として派遣する「防災意識向上プロジェクト」を令和5年度から実施しているところである。今般の能登半島地震を踏まえ、令和7年度当初予算において本事業を拡充し、当該地震の被害を風化させることなく伝承することで、今後起こりうる大規模災害に備えるため、当該地震を経験された方も語り部として派遣する予定であることから、市町村における防災意識向上の手段のひとつとして、積極的に活用していただきたい。

2 地域防災力の充実強化に向けた更なる取組

（1）団員確保に向けた取組

令和6年能登半島地震等における消防団活動を踏まえると、地域の実情を熟知した消防団員の果たす役割は大きい一方で、依然として消防団員数は減少が続いており、地域防災力の低下が懸念されている。こうした中、消防団員の減少に歯止めをかけ、消防団員の確保を更に進めることが重要であり、このためには、女

性や若者などの入団促進をはじめ、消防団員の負担軽減や風通しの良い組織づくりなどの取組を一層推進する必要がある。

消防団員の確保に向けた取組を考えるに当たっては、条例定数と実団員数に乖離がある場合には、地域防災力を維持向上させる観点から、条例定数を満たすよう団員数の確保を強力に推し進めるとともに、組織再編等により条例定数を削減することについては慎重を期すことに十分留意していただきたい。

消防庁においては、「消防団員の更なる確保に向けたマニュアルについて」（令和6年1月21日付け消防地第23号）により通知しているとおり、消防団員の更なる確保に向けた取組の参考にしていただくため、各地域の優良事例を多数取り上げ、消防団の魅力発信をはじめ、新規団員の確保策や現役団員の負担軽減など、消防団の充実強化につながる手法を紹介したマニュアル（以下「団員確保マニュアル」という。）を作成したところである。地方公共団体や消防団において、団員確保に向けた取組を実施するに当たって直面する課題等の解決に向けた糸口となるよう、団員確保マニュアルを積極的に活用いただきたい。

①積極的な広報等の実施

団員確保に向けては、女性や若者など幅広い住民の消防団活動に対する理解を深めつつ、実際の入団につながる取組を実施することが重要である。

消防庁においては、タレントを起用したポスターやリーフレット、PR動画等の広報ツールの制作・配布や、全国の商業施設等での入団促進イベントの実施など、年間を通じた積極的な広報を実施している。効果的な広報を実施するためには、消防庁及び地方公共団体の間のみならず、地方公共団体間での連携も極めて重要であるため、引き続き、これらの連携を図り、入団促進イベントなどの消防庁の施策を積極的に利用するなど、入団につながる効果的な広報に取り組んでいただきたい。

広報等による入団促進に当たっては、地域に根付いた防災ボランティアや防災士など、防災に関する知識を有する消防団に親和性の高い方々へのアプローチのほか、災害時においては特に要配慮者への配慮は極めて重要であることから、看護学生や自衛官OB等の技能を有する方々へのアプローチも有効と考えられる。こうした方々への入団に向けて、担当部局等との連携しつつ、地域の実情等に応じた積極的な入団促進の取組を講じていただきたい。

また、消防団の魅力を積極的に発信していくことも重要となる。消防団活動の永い歴史を受け継いだ木遣り・梯子乗り・消防まとい等の消防の伝統技術につい

て、地方公共団体が地域のイベント等において披露の場を設ける例や、無形民俗文化財等に指定している例もあり、こうした取組は消防団員の自信と誇りを鼓舞する一助となり、消防団の魅力発信の手法として有効である。これら消防の伝統技術について、各地方公共団体において適切に評価の上、後年への継承について配慮いただくとともに、文化財としての更なる機運醸成も視野に、消防団の魅力の一つとして積極的に発信していただきたい。

②負担軽減等の働き方改革の推進

消防団員を更に確保するためには、消防団の活性化につながる取組を実施することが重要であり、消防団員の負担軽減や、全ての消防団員が意見を出し合える風通しの良い組織づくりなど、消防団の働き方改革を進めることが必要である。

消防団員の負担軽減に当たっては、団員確保マニュアルにおいても示しているとおり、会議等のオンライン化や消防団アプリケーションなどのデジタル技術の導入・活用による事務効率化等のほか、操法大会や訓練等について様々な見直しを実施している地方公共団体もある。

操法大会については、「消防団員の処遇等に関する検討会」最終報告書において、「操法大会を前提とした訓練が大きな負担となっている」、「大会での行動が形式化している」といった指摘があったことを踏まえ、全国消防操法大会については、パフォーマンス的・セレモニー的な動作を審査対象としないなど、より実効性を高める見直しを行った。同報告書においては、都道府県や市町村の操法大会についても各主催者において検討を行うべきと指摘されており、各地域において災害を想定した実践的な訓練への見直しや、順位を付けない発表会形式での開催などの負担軽減を図る様々な取組が行われているところ、消防団の災害対応能力の強化、消防団員の負担軽減やそのご家族等の消防団活動への理解促進等の観点を踏まえ、地域の実情に応じた操法大会のあり方を検討いただきたい。

なお、歳末等に実施される夜間の見回りを含む活動についても、活動の趣旨を十分踏まえつつ、消防団員の負担軽減や地域住民の理解促進等を勘案した適切な対応を検討いただきたい。

また、消防団の活性化に向けた風通しの良い組織づくりを進めるためには、消防団員同士の年代や性別を超えたコミュニケーションの促進等により、フラットに意見を出し合える雰囲気醸成することや、消防団員への研修等を通じて団員間の意識改革を進めていくことが重要である。特に、団員間の意識改革を進めるに当たっては、ハラスメントやコンプライアンスに関する対策を講ずることにつ

いても、消防団運営はもとより、消防団のイメージの向上にとって極めて重要である。近年、消防団におけるハラスメント行為が報道されるなど、消防団におけるハラスメントに社会的関心が高まっている。このため、消防団幹部においては、「ハラスメントは許さない」という意思を明確にし、消防団内部に周知徹底することが重要である。また、消防団員間の積極的なコミュニケーションを促進し、ハラスメントに関する相談窓口を設置するなど、ハラスメントに係る通報や相談をしやすい環境づくりに取り組んでいただきたい。さらに、ハラスメント対策に係る研修会等を実施するなど、ハラスメントを事前に防止するための対策を講ずるとともに、ハラスメントやコンプライアンス違反に係る事案が発生した場合には迅速かつ適切に対処いただきたい。

消防庁においては、団員確保など消防団の充実強化につながる取組に関する豊富な知見や経験を有する「消防団等充実強化アドバイザー」を地方公共団体に派遣する事業を実施しているところ、ハラスメント対策に係る研修会等を含め、同事業の積極的な活用を検討いただきたい。

(2) 報酬等の処遇改善

消防団員の報酬等については、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号）において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下「基準」という。）を策定し、「団員」階級について標準額を定め、処遇改善を推進してきた。その結果、令和6年4月1日現在、「団員」階級の年額報酬において基準を満たす市町村が90.5%となるなど、着実に改善が図られている。なお、令和6年度からは、「班長」階級以上の年額報酬についても、普通交付税措置額を超える経費について特別交付税措置が講じられている。いまだ処遇改善に対応していない市町村においては、早急に条例改正等の必要な対応を行っていただきたい。

報酬及び費用弁償の団員個人への直接支給については、「消防団員に直接支給される報酬等に係る不適切な取扱いについて」（令和4年8月9日付け消防地第471号）により通知しているとおおり、基準の趣旨を逸脱する不適切な取扱いを把握した場合は、早急に是正していただきたい。併せて、消防団運営に必要な経費（装備や被服に係る経費、維持管理費、入団促進や広報に係る経費等）については、団員個人に直接支給すべき経費と区別した上で、適切な予算措置を徹底していただきたい。

(3) 機能別団員・機能別分団制度の活用

機能別団員・機能別分団制度については、基本団員を補完する制度として、消防団員を確保し、地域防災力を維持向上する上で有効であり、機能別団員数は令和6年4月1日現在で37,580人（前年度より2,890人増）と、基本団員の数が減少する中でも増加傾向にある。

本制度の活用事例については、平時において防災啓発や救命講習などの広報・指導活動を行う事例や、大規模災害時に参集して火災や風水害等の対応に当たる事例のほか、事業所の従業員が事業所付近で発生した救急現場で応急手当を実施する事例など、各地域で積極的に取り入れられているところである。

本制度の活用にあたっては、こうした事例を参考にしつつ、団員確保マニュアルにおいてもお示ししているとおり、平日日中の出動や緊急対応の人員を補いたい場合には事業所の従業員、災害対応能力を高める場合には専門的な知識・経験を有する消防職員や自衛官のOB、山間部等において情報収集活動等を充実させたい場合にはドローン等を操縦可能な方など、基本団員を補完する制度として、地域特性等の実情に合わせた機能別団員・機能別分団制度の導入・活用を積極的に検討いただきたい。

(4) シニア層の活躍促進

社会全体の人口減少や少子高齢化などを背景に、消防団員数が年々減少している中、地域防災力を維持するためには、新たな消防団員の確保だけでなく、既に在籍している消防団員にやりがいを持って活動していただくことが重要である。特に高齢化が進む地方においては、シニア層の活躍も重要であり、こうした背景を踏まえ、消防庁では、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について（通知）」（令和6年12月27日付け消防地第644号）により通知しているとおり、長年勤務された消防団員の労苦に報いる「退職報償金」の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加することとしたところである。令和7年4月1日付けの改正政令の施行に向けて、地方公共団体におかれては条例の改正を遺漏なく進めていただき、消防団員の更なる確保を図っていただきたい。

併せて、消防職員や自衛官などの消防団に親和性の高い関係機関OBの活用を促進するとともに、定年年齢を一律に設定している市町村においては、定年制度の撤廃を図っていただきたい。

(5) 女性の活躍推進

消防庁では、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、令和8年度末まで当面5%とする目標を掲げており、女性の更なる活躍推進に向けて、女性消防団員が活動しやすい環境を整えていくことは重要な課題と認識している。

女性消防団員は消防団員の全体数が減少する一方で、令和6年4月1日時点で28,595人と年々増加しているが、全消防団員に占める女性の割合は3.8%にとどまっており、上記目標も踏まえつつ、基本団員としての活動はもとより、特定の活動のみに参加する機能別団員・分団制度の活用などにより、女性が幅広く活躍できる場を用意し、PRを徹底することにより、女性の更なる入団促進に向け積極的に取り組んでいただきたい。

令和7年度以降、「消防団設備整備費補助金」では、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型・軽量化された救助用資機材を推進することとしている。また「消防団の力向上モデル事業」では、女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援することとしており、女性団員の幹部登用や休団制度の導入等の消防団運営に関する制度整備や女性団員確保に向けた積極的な広報だけでなく、消防団拠点施設内にパーテーション等を設置するなど、女性の入団促進に資する活動環境整備を推進することとしているため、積極的にご活用いただきたい。

また、消防団拠点施設における女性用トイレや更衣室等の設備についても重要であることから、これらの整備も進めていただきたい。なお、女性用トイレや更衣室の整備については、引き続き「緊急防災・減災事業債」の活用が可能である（別添P1,2参照）。

(6) 企業・大学等との連携強化

①企業等との連携強化

消防団員に占める被用者の割合が約7割と高まっていることを踏まえ、消防団員の確保のためには、企業や業界団体（以下「企業等」という。）の消防団に対する理解や協力を得ることが不可欠である。このため、「消防団の更なる充実強化に向けた企業等との連携強化について（協力依頼）」（令和6年10月15日消防地第578号）により通知しているとおり、都道府県及び市町村が密に連携しつつ、企業等のインセンティブとなるよう、消防団協力事業所に認定された企業等に対する入札参加資格等の優遇措置など企業等への支援の充実や、企業等への主

体的な働きかけ、企業等の従業員等の入団促進や消防団員として活動しやすい環境づくりなどに取り組んでいただきたい。なお、「消防団協力事業所表示制度」については、令和6年4月1日現在、1,373市町村で導入されている。本制度を導入していない市町村にあつては、企業等との連携強化を促進するため、早急に導入していただきたい。

②大学等との連携強化

学生消防団員数については、令和6年4月1日現在、7,122人と前年度比で8.5%と年々増加している一方で、消防団員に占める若年層の割合が減少傾向にあるため、将来の担い手である若年層の入団促進に積極的に取り組むことが重要である。学生の入団促進に当たっては、「学生消防団活動認証制度」の導入及び更なる活用を進めていただくとともに、学生消防団員が多い大学や専門学校等（以下「大学等」という。）を消防団協力事業所として認定することや、大学等の事務局と連携して入団説明会等を実施すること等が有効であると考えられるため、特に、消防団活動に理解が得られやすいと考えられる救急救命士や看護師、消防士を目指す学生が通う大学等へのアプローチを積極的に行うなど、学生消防団員の確保に向けて取り組んでいただきたい。

また、災害が激甚化・頻発化する中、地域における防災力を高めるためには、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していくことも重要であり、学校等における防災教育の取組に消防団員等が積極的に携わることについては、消防団活動に対する理解促進を図り、将来の地域防災力の担い手を育成するためにも有効である。このため、「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和3年12月1日付け消防地第416号）等を踏まえ、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校はもとより、幼稚園や保育園等とも連携を図りながら、消防団員等が参画した防災教育を積極的に行っていただきたい。また、こうした取組を学校と連携・協働して行う際には、保護者や地域住民等が学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の活用により、地域を支える様々な主体が一体となって地域防災を考える有意義な機会にもなることから、地域防災力の充実強化の観点からも当該制度の積極的な活用を検討いただきたい。

（7）外国人消防団員の活用

消防活動における公権力の行使については、個々具体の活動内容を検討して、個別に判断すべきものであるが、公務員に関する基本原則（当然の法理）を踏ま

え、火災現場における情報提供の要求（消防法第 25 条第 3 項）、消防警戒区域の設定等（消防法第 28 条）、消火活動中の緊急措置等（消防法第 29 条）など、人の権利義務に直接具体的効果を及ぼす行為については公権力の行使に該当すると考えられる。

これらを踏まえ、外国人消防団員については、公権力の行使に該当しない範囲で活動することに留意が必要であるが、例えば、災害時においては、消火活動のためのホース等の資機材の運搬・撤収や市町村等が予め指定した水利の確保などの後方支援活動をはじめ、要救助者の救出・搬送や傷病者の手当、担架等の救助用資機材の用意のほか、住民への避難の呼びかけや避難誘導、安否不明者の捜索、危険個所の見回り等の警戒活動、公共用道路等における土嚢設置作業といった活動に従事することが考えられる。また平時においても、消防団に関する広報活動、地域住民への防火防災に関する啓発活動や救命講習等の指導、学校等での防災教育のほか、外国人消防団員としての技能を生かし、外国人向けの通訳・翻訳業務や、消防団員や地域住民向けの外国語研修などに従事することも考えられる（別添 P 3, 4 参照）。

以上を踏まえ、外国人消防団員の活動内容等については地域の実情に応じて適切に対応されたい。

（8）地域における多様な主体との活動連携

消防団等充実強化法第 6 条にも示されているとおり、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるためには、消防団は地域における多様な主体と日頃から相互に連携を図りながら活動することが極めて重要である。消防団がもつ地域密着性を活用し、消防本部だけではなく警察等の様々な機関と協力・連携して活動を行うことでより効果的な災害対応が可能になると考えられるため、連携体制の構築を図っていただきたい。

①警察との連携

警察との連携については、消防組織法第 42 条でも、「消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力をしなければならない」と規定されており、今般の能登半島地震等においても、警察と連携した行方不明者の捜索等の活動を展開するなど極めて重要であることから、事前の協力協定等の締結に加え、平時においても合同訓練の実施や合同広報活動など顔の見える関係性を築くことにより、両機関の強固な連携が図れるよう取り組んでいただきたい（別添

P 5, 6 参照)。

②多文化共生主管部局等との連携

また、日本国内に移住、滞在する外国人は増加傾向にあり、平時からの外国人に対する防災教育や訓練に加えて、国内で大規模な災害や緊急事態等が発生した場合、円滑な情報発信や避難誘導等を行うことは、ますます重要な課題となっている。「災害発生時における外国人の避難支援等について（通知）」（令和6年7月17日付け消防庁次長通知）により通知しているとおり、消防団や自主防災組織等も外国人の避難行動等の支援に携わることが想定されることから、地方公共団体の多文化共生主管部局等と連携し、各都道府県消防学校等において、外国人避難支援等の基本的な考え方や多言語翻訳サービスをはじめとする災害時の外国人避難支援等に活用可能な支援ツールの習得などの理解を深めるための教育や研修を実施するなど、消防団や自主防災組織等の知識・理解を深める取組を推進していただきたい。

③郵便局との連携

全国に拠点が存在し、地域社会と密接な関係を有するなどの郵便局の強みを活かす観点から、「日本郵便株式会社社員の消防団活動への参加促進について」（令和4年9月21日付け消防地第516号）により通知しているとおり、日本郵便株式会社と連携した郵便局員の消防団への入団促進等についても積極的に検討いただきたい。なお、消防庁では、日本郵便株式会社と連携し、市町村の協力を得て、市町村主催の郵便局員向けの消防団に関する説明会を実施していることから、郵便局員の消防団活動に対する理解を深め、入団促進を図る機会であるため、このような取組の活用も積極的に検討いただきたい。

(9) 自主防災組織等の活性化

地域防災力の充実強化のためには、自主防災組織や少年消防クラブ、女性防火クラブの活性化が不可欠である。「消防防災・震災対策現況調査」によると、全国の自主防災組織のうち少なくとも3割は、令和5年度中に防災訓練を1回も行っていないという現状がある。今般の能登半島地震では、継続してきた防災訓練が功を奏し、地区の住民全員が避難し津波から逃れられた事例があったことから、各地方公共団体においては、自主防災組織において、有事の際に適切に行動できるよう定期的な防災訓練の実施を働きかけいただきたい。

一方、先進的な地域においては、災害対応に知見を有する防災士等多様な主体と連携した取組や女性の視点を反映させた取組、外国人支援の取組など、様々な活動が行われている。各地方公共団体においては、自主防災組織の取組を把握いただくとともに、「自主防災組織等活性化推進事業」も活用し、当該取組を支援いただきたい（別添P 7, 8 参照）。

また、消防庁では、自主防災組織等のリーダー育成のための教育・訓練カリキュラムや研修プログラム例、スライド形式の研修教材、「自主防災組織の手引」を作成し消防庁HPにて公表しているため、これら既存の教材も有効活用し、自主防災組織等の育成・活性化に取り組んでいただきたい。

(10) 避難所運営における支援等

災害時においては、消防団は、消火・救助活動等のほか、地域の実情を踏まえ、避難所における支援物資の搬送・整理などの避難所運営の支援にも従事いただいております。また自主防災組織等については、避難所運営の担い手として活動いただいております。

「内閣府主催「避難生活支援リーダー/サポーター研修」への消防団及び自主防災組織等の積極的な参加について（協力依頼）」（令和7年1月22日付け消防地第31号）により通知しているとおり、消防団については、避難所運営に興味関心がある消防団員に対し、内閣府が主催する「避難生活支援リーダー/サポーター研修」の積極的な参加を呼びかけていただくとともに、自主防災組織等については、避難所運営に役立てるため、同研修の積極的な活用を検討いただくよう働きかけを行っていただきたい。

以上